

平成29年度 第1回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会  
議 事 録

平成29年5月15日（月）

	平成 29 年度 第 1 回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	平成 29 年 5 月 15 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時	
場所	杉並区役所 分庁舎 4 階 会議室 (A・B)	
出席者	委員	高見澤、小笠原、幸田、正木、松枝、大橋
	条例第 13 条による出席者	なし
	説明員 (区)	土木担当部長 建築課長 土木管理課長 狭あい道路整備担当課長 副参事 (特命事項担当)
傍聴	なし	
配布資料	事前	資料 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況について 参考資料 施策の実施状況に関する事項 (具体的な内容)
	当日	諮問文 (写し) 重点整備路線の図
会議次第	1 開 会 2 諮 問 3 議 事 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況について 4 その他 次回の協議会日程調整 5 閉 会	狭あい道路整備担当課長 土木担当部長 進行：会長 狭あい道路整備担当課長 会長

## 平成 29 年度 第 1 回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備担当課長 本日の開催状況でございますけれども、〇〇委員につきましては、欠席のご連絡をいただいているところでございます。したがって、協議会委員 7 名のうち 6 名の出席ということで、平成 29 年度第 1 回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会については、有効に成立しております。

会に先立ちまして、平成 29 年度人事異動に伴う新しい職員を、私のほうからご紹介させていただきます。土木管理課長の緒方でございます。

土木管理課長 土木管理課長の緒方と申します。よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 続いて事務局の方も人事異動がありましたのでよろしくお願いいたします。

それでは協議会の開催につきまして、会長、開会の宣言をよろしくお願いいたします。

会 長 いつもながらありがとうございます。では、これから平成 29 年度の第 1 回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。

傍聴についてはいかがですか。

狭あい道路整備担当課長 傍聴については申し出はございません。

会 長 はい。わかりました。

そうしますと、議事録への署名をお願いするわけですが、〇〇委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今日は、まず初めに 2 の諮問というものがございまして、これは条例の第 9 条第 2 項第 4 号「狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項」、これについての諮問がございまして、諮問事項を審議するために、狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況ということの説明が、後に事務局からありますけれども、その諮問事項の審議を今日行うということで。ただ、答申するのは次回以降でよろしかったですね。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長 では、今日十分意見いただいて、次回にその意見も反映した答申案をつくって、また議論するということかと思えます。では、そんなようなことでよろしく願いいたします。

では、まず諮問をお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 それでは、協議会への諮問を行わせていただきます。本来であれば区長から諮問をするところですが、本日公務のため欠席をさせていただいております。区長を代理いたしまして、土木担当部長、吉野稔より、杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会会長に対しまして、諮問させていただきます。それに引き続きまして、今年度最初の協議会ということもございまして、土木担当部長よりご挨拶を申し上げます。

では、吉野土木担当部長より申し上げます。

土木担当部長 狭あい道路の拡幅に関する施策について、諮問。杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第9条第2項第4号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

「平成29年度諮問第1号 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項について」でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(諮問文手交)

会長 はい。確かにお受け取りしました。ご苦労さまです。

狭あい道路整備担当課長 では、あわせて今、諮問につきまして、写しを委員の皆様にお配りをさせていただきます。

(諮問文写し配付)

狭あい道路整備担当課長 よろしいでしょうか。では、土木担当部長よりご挨拶申し上げます。

土木担当部長 こんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年度は会長初め、委員の皆様にはお忙しい中貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。おかげさまで重点整備路線につきまして、協議会からの答申に基づき4路線を指定することができました。

本年度の予算は、「時代の先を見据え10年ビジョンを加速させる予算」と題しまして、5つの大きな視点を掲げてございます。その一つは、首都直下地震等に備えた減災・防災対策の推進を掲げており、狭あい道路拡幅整備事業につきましては、拡幅整備の加速化を図るということで、重点事業に位置づけてございます。重点整備路線や支障物件に関する取り組みを通じ、職員一丸となりまして事業の加速化を図ってまいります。

今年度の協議会につきましては、昨年度からご説明をさせていただいておりますが、条例施行後3年を目途に施策の評価に必要となる実施状況に関する事項についてご検討いただくこととなっておりますので、引き続きのご尽力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

それでは諮問を受けたということで、ご承知のとおり個々人の財産権に関わる事項が含まれますので、これは毎年、進行状況を整理しなければいけないということですね。

狭あい道路整備担当課長　そうですね。毎年度、施策の実施状況について、公表をするということでございます。

会　　長　　そういう慎重な作業が条例で規定されております。では、その辺も含めて、ご説明をお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長　それでは、まずお配りした資料の確認をさせていただければと思います。

資料の内容につきまして、まず次第が1枚。それから、「資料」ということで右肩に書いてあって、ホチキスどめされているものが一つ。色刷りのもので、左肩にホチキスどめされているものが一つ。杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の昨年度最後の第5回の議事録。先ほどお配りした諮問の写しということになりますが、よろしいでしょうか。不足はありませんでしょうか。

それでは、諮問の内容でございますけれども、先ほど土木担当部長の挨拶にありましたように、条例の附則におきまして、条例施行後3年を目途として条例の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは条例の規定に基づき検討を加え、必要な措置を講ずると規定されております。あわせて条例の第15条では、施策の実施状況を毎年度公表するということにもなっております。そのため今回、施策の実施状況に関しまして客観的に評価できるよう、その評価、公表する対象とする事業項目について、協議会へ諮問させていただいたところでございます。

では、資料の説明をさせていただきます。右肩に「資料」とあるものについて、まずご説明をいたします。

「狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況について」ということで、今回諮問の部分に当たるところでございます。施策の実施状況に関する事項を大きく6点ということで、項目を分けさせていただいております。今後につきましては、この6項目におきまして、毎年度協議会へ報告をさせていただくことや、公表することを事務局として考えてございます。また、協議会への報告内容について、協議会で評価をしていただき、3年を目途として実施状況について勘案し、措置が必要かということを検討していただくというようなことで考えているところでございます。

その6点を昨年度、平成28年度の状況に当てはめると、次のページ、参

考資料のほうになります。こちらについては、昨年度末の第5回の協議会のほうでご報告させていただいたものと重複する部分がございますけれども、簡単にご説明をさせていただきます。

まず一つ目、「拡幅整備事業の実施」ということで、こちらについては延長と事業費を掲載しているものでございます。

表の中、協議分類ということで、「一般」と「重点整備路線等」とございますが、「一般」については、建築行為に伴い確認申請が出されたものになります。「重点整備路線等」につきましては、重点整備路線、それから重点地区などにおきまして、建て替えを伴わないものということで、職員が戸別訪問をして拡幅にご協力いただいた物件、それから、住民の方自らが自分のところも後退整備したいということで、お話をいただいた物件というような内容になってございます。それぞれにつきまして、受付の件数、それから整備した件数、それから整備の延長、事業費をまとめたものでございます。

続いて2ページになりますが、「重点整備路線の取組」ということで、昨年度、11月に指定いたしました重点整備路線の取り組みでございます。重点整備路線の位置図につきましては、別の資料、色刷りのA3の資料でお示ししてございますので、そちらもあわせてご覧いただければと思います。こちらの図面の中の丸数字が、参考資料の中の丸数字と整合しているものでございます。

それぞれ路線の①から④につきまして、拡幅整備が済んでいるもの、それからまだ済んでいないもの、そのうち建て替えを伴わずに拡幅が可能なもの、それと拡幅整備率ということで、数字を挙げさせていただいております。

特に路線の④、久我山の路線につきましては、昨年度指定以降、拡幅整備された物件が2件出ましたので、それがわかるような形で、資料については作成させていただいております。久我山の路線④につきましては、指定時は拡幅整備済のものが22件でございましたけれども、建築行為、建て替えがございまして、それが24件、2件増えているというような状況です。整備率については、43%から47%という形になってございます。

続いて3ページ、支障物件に関する取り組みでございます。こちらも昨年度末にお示しした資料から1か月経過し、3月末ということで若干数字が動いています。

特に表の一番下「指導の結果、是正された件数」ということで、指導の結果、2件支障物件が撤去された事例がございます。そのうちの1件については、支

障物件が撤去された後にL形の移設までできたというところで、そちらについては先ほどの色刷りの資料、A4のほうの資料になります。

表面が拡幅整備後、施行後のものなのですが、裏面を見ていただくと、整備前の状況がございまして、色刷りのA4の裏面見ていただくと、まず上の写真で赤い花が咲いている木が生えている部分があるかと思いますが、これがいわゆる支障物件に当たるものでございます。下の写真についてはそれを逆の方向から写しているものでございますけれども、この部分、この花壇につきまして、所有者の方に撤去していただいて、区役所のほうでL形を後退させたという状況が表面の写真になります。L形が新しくなっている状況がわかるかと思いますが、上の写真で、奥のほうで少し土が見えている部分については、もともと花壇があったところになってございます。その花壇を撤去された後に、拡幅整備ができたという案件でございます。

では、資料に戻っていただきまして、「3. 支障物件の取組」の「2) 重点整備路線内における支障物件設置の状況」ということで、こちらについては前回、重点整備路線①については2件ということでご報告をしたところでございますけれども、調査をした結果、1件増えまして3件ということ、数字が動いている状況でございます。この3件というのは、1件増えたということではなく、新しく支障物件が置かれてしまったということではなく、もともと置かれていたものについてカウントができていなかったというところでございます。

訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

続いて4ページ「電柱移設の取組」でございます。電柱等のセットバックにつきましては、これは前回お示した数値と変更はございません。28年度につきましては、各事業者、NTT、東京電力に対しまして、移設の依頼を139本行いました。そのうち59本が移設されまして、まだ移設できていないものが80本というようなこととなります。この移設が終わっていない80本につきましても、将来にわたって移設になる可能性がありますので、その80本がずっと残るということではございません。

続いて5番目「普及啓発の取組」。こちらは、前回につきましてはもう少し細かく時系列で資料をお示したところでございますが、今回についてはまとめさせていただきます。大きく「広報活動」と「説明会等」の2つに分けさせていただきます。それぞれ内容については記載のとおりになってございます。

最後6番目「助成金の実績」ということで、これは前回お示ししていないと

ころでございますが、拡幅整備に当たりまして区民、事業者の方に助成金をお支払いしていますので、その実績を掲載させていただきました。助成金の金額については千円単位になってございますけれども、記載のとおりになってございます。協議分類「一般」につきましては、先ほどお話ししたように確認申請を伴うもの、建て替えを伴うものになってございます。「重点整備路線等」については、建て替えを伴わないものということで、戸別訪問等でご協力いただいた物件に対してお支払いした助成金額ということになってございます。

資料の説明については以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、諮問に対する答申に備えて十分ご議論いただきたいわけですが、次回ご用意いただくとしても、基本は今お話しいただいたものの形で公表されると。公表というのは、ホームページにも載るとかそういうレベルなのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 公表については区のホームページ、それから区の広報紙に掲載を予定しております。区の広報紙については紙面の関係もありますので、今お示したものが全て掲載できるかどうかというところもありますので、場合によっては、広報紙についてはこの中から抜粋した情報をお出しするということになると考えています。

会 長 要点を。そういうことですね。詳しくは担当課をお尋ねくださいと、そういうような。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長 いずれにしても公表されるということですので、我々ある程度お付き合いしてきたものから見てもよくわからないところがいろいろ、一般の区民が見るとなかなかわからないところもあると思いますので、その辺も含めて。多分そういうところは、何か補注みたいなところを充実していただくということでしょうね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。ご指摘いただいたところについては、なるべくわかりやすいような形で表記をしていきたいと思えます。

会 長 はい。では、たたき台というふうにご理解いただいて、どこからでもいいのですが、では一応1ページの1という、実績というあたりから、もうちょっとこういうふうの説明したらどうかとか、このところの意味がわからないとか、いろいろあると思いますのでよろしく願いいたします。



私のほうから一つ伺いたいのですけれども、一応条例がそもそも、協議は義務づけられているのですか。

狭あい道路整備担当課長 はい。建築行為がある場合は、事前協議をするということになっています。それと建築行為の伴わない、先ほど申し上げた、自分から申し出て敷地を後退させたいですとか、戸別訪問によって建て替えは伴わないけれども後退するという場合も、過去の協議経過を確認し、以前に事前協議を行っていないければ事前協議をしてその後退位置、それから整備の内容については協議をした上で、整備を進めるという形になっています。

会長 そういうことでしたね。とりわけ一等上の段の 935 件ですか。建て替えを伴う協議というのは、言ってみれば確認申請が出る寸前に事前に協議をするという指導をして、それに沿ってもらおうということでしたけれども、条例上の協議に応じなかった、そもそも確認申請、受付件数というのは何となくわかるのだけれども、受け付けたけれども確認は手控えてしまう建て主さんも出ています。要するに、935 と 588 との開差が結構あるので、ぱっと一目見ると、受け付けは 1,000 件近くやったのだけれども整備に至ったのは半分強しかなくて、一体ほかはどうなってしまったのとか、素朴に言うともうそういう疑問が出ると思うのですけれども、その辺はどう理解したらいいのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 今回の受付件数と整備件数の差、特に「一般」についてですけれども、こちらにつきましては、先ほどお話あったとおりに建築行為があるもの、確認申請が出される部分についてのものになってございます。受付件数については、その 935 件のうち、今、会長がおっしゃったように、全てが建築行為までたどり着いているものではなくて、935 件のうち、中には相続、それから売買等で、その土地の形を決めるために 2 項道路の後退位置、そういったものを決めるというための事前協議も含まれているというような状況になってございます。ですので、その中から実際に確認申請まで進んだものが、588 件という考えでよろしいかと思えます。

会長 なるほど。その辺がちょっとわかるように補足をしておいていただいたほうが、受付件数全てが要整備物件ではないということですよ。

狭あい道路整備担当課長 確かに注釈が「一般」については「建替えを伴う協議」というふうになってございますので、935 件の中には建て替えの伴わないものも含まれていますので、そこについてはもう少しわかりやすいように表現をさせていただきたいと思えます。

会 長 相続とか将来の売買を予想して、実際にはどの辺なのだということを、言ってみれば相談みたいなものも含まれるわけで、それを受け付けるわけですね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。そういった物件も、将来的には確認、建築行為が起こるときには、場合によってはまた再協議というような形になるものもあります。

会 長 なるほど。それに、例えば受け付けて協議が2月の末に整っても、年度的に次年度に確認が出てずれ込んでしまうという、年度推移もあるわけですね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。年度がまたぐ場合もありますし、2年、3年置いてという場合もあります。

会 長 確認というのは永久にいいのでしたか。何年かという義務があったのでしたか。

委 員 有効期限はないですね。

建築課長 法律が変わった部分は別にして、基本的にはずっと効力はあると思います。

会 長 ということですよ。そうすると協議が整った段階で、確認さえとらずにじっと待っている人もいるかもしれないということですね。あるいは直後に確認をとる。その辺いろいろな段階が複雑に絡んでしまっている。

狭あい道路整備担当課長 協議だけやって売買をして、そのままずっと塩漬けになっているところもあると思いますし、相続のために事前協議だけやって、相続をして、そのまま建築行為はずっと何も無いという場合もあります。

会 長 別の業者さんが別の確認を出す、協議が整っているというのを受けて出す場合もあると。いろいろ複雑にあるわけですね。逆に言うと、受け付けて確認を予定しているのに協議はしたくないという、昔の自主整備みたいなものは今のところないわけですか。

狭あい道路整備担当課長 今のところでは、協議自体を拒否されるということは、そういうケースはないです。

会 長 協議が終わっていないというのは当然あるけれども、拒否して終わっているわけではないということですね。

狭あい道路整備担当課長 協議のテーブルに着かないということは、今のところありません。

会 長 なるほど。何となくその辺がぱっと見るとわかりにくいけれども、うまく説明するというのも結構難しいかもしれないですね。

委 員 逆にその差というのは、協議中と考えていいのですかね。協議が完結していないというふうに。

狭あい道路整備担当課長 協議自体は完結していても、その協議した後退線でもって土地を売買した

りですとか、その後退線をもって相続をしたりというところまでは行うけれども、そこから先の建築行為までは至っていないというようなところがありますので、受付件数についてはあくまでも協議が終わっている件数と考えていただいてもいいかと思います。ただし、その後すぐに建築行為に発展しているかどうかというのは、また別の話ということで。

会 長 その相談的には、建て主さんもさりながら、測量事務所とかそういうところが、売買の経過で入ってくる人たちが、「こういう土地でこう頼まれているのだけれども、どういう具合に考えたらいいか」とか、そういう協議というものがあるのでしょね。

狭あい道路整備担当課長 代理人さんを立ててされる協議もありますので。

会 長 その他何かございますか。諮問に反映していただくこと以外でも、我々が理解するために。

委 員 今のお話だと、この差の数というのは、協議ができているけれども建築行為には入っていないものと、今、〇〇委員がおっしゃったように、そもそも協議中でとまっているものと、二通りあるのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 先程は協議が終わっているものとお答えいたしました、協議中のものも含まれております。

委 員 そうすると、少なくとも協議ができ上がっている、成立しているものについては、何件ぐらいあるのかがわかるといいかもしれないですね。

委 員 そんな感じはちょっとしますね。

委 員 それなりに成果があったわけですね。

会 長 一覧うち協議終了とか協議成立とかというのが、例えば750件あるとか、そう書いてあれば、そのうち588は建築にまでいって、整備が行われたのだねというのがわかると。もし例えば、そういうような数値的に整理ができれば、何かそれを加えていただくと多少想像がつきますね。

あと、これは金額がぱっと出ないけれども、7,000メートルについてL字溝が後退したり舗装したりということを区がやって、7,700メートルですか、それで、7億何がしを使ったと。メートルで割ると、10万円ですか。

狭あい道路整備担当課長 1メートルあたり10万円前後でございます。

会 長 1メートルあたり10万円前後ですね。

狭あい道路整備担当課長 物件によってどうしても差が出てきますが。

会 長 それはもちろんそうですね。

ちなみにこの事業費というのは、国や東京都の補助というのは、今は入っているのでしたか。

狭あい道路整備担当課長 はい。国と東京都とから、補助金があります。

会 長 おおよそ3分の1、3分の1、3分の1、そんな感じでしたっけ。

狭あい道路整備担当課長 国のメニューと東京都のメニューでちょっと別のものになるのですけれども、国については2分の1、50%です。

会 長 国が割と手厚いのですね。

狭あい道路整備担当課長 はい。50%で、区の持ち出しが50%ということになっています。

会 長 これは密集法絡みか何かの緊急措置的、時限的補助金なのですか。そういうわけでもない。

副 参 事 社会資本整備交付金ですけれども、その交付金で国が整備費や測量費の対象経費のうち50%を出していただけるということです。それから、「防災都市づくり推進計画」という、東京都が杉並区で言えば阿佐谷とか高円寺とか木密地域を整備地域として指定しています。以前に重点整備路線を指定するときに説明させていただきました。その整備地域の中の特に必要な路線については、東京都がまた残り、50%の半分を交付するという制度がございます。それは東京都に制度を、つくっていただいたところがございます。

会 長 では、国に言わせれば、来年のことはわからないよとは言いながらも、まあ基本的にはそういう交付金は続くだろうと見ていいわけですね。

副 参 事 現時点では続くだろうというところがあります。東京都のほうも平成32年度までとありますけれども、その後どうなるかはわかりませんが、これだけの事業ですので、基本的にはあくまでも継続をお願いしていきたいと思っております。

会 長 そういことですね。これは区民にあえて説明するまでもないことかもしれませんが、それだけの補助がなければ、区の単独でメートルあたり10万円払うのは容易なことではないですよ。

委 員 ということは、この事業費というのは杉並区、東京都、国、三者で出したお金という意味なのですか。杉並区だけが出したお金というわけではなくて。

副 参 事 いろいろな示し方がありますが、杉並区が出していて、それに対して、出したお金について補助金をいただいたというところですよ。

委 員 一応形式的には、全部杉並区が出したお金ということですか。

副 参 事 はい、区の一般会計で支出しております。

委員 実質は違うということですよ。

重点整備路線だとどこをやったのかというのは何となく、この4カ所あるからわかるのですけれども、「一般」と書いてあると、どこを直したのかがよくわからないのですが。主なところでも記載していただくと、「ああ、あそこが変わったのだな」とわかるのですけれども。どうなのでしょう。

狭あい道路整備担当課長 「一般」については区内全域で、それこそ建築行為があるところという形になりますので、特に区としてその部分を狙ってやっているというところではないので、自然発生的に起こることです。場所も600件近くあって、区内全域の地図でポイントを落とすというようなことで、少し大まかな感じのお示しの仕方にはなってしまうかなとは思いますが。

委員 大まかでいいのですけれども、どこをやったのかを何か知りたいなと思うのですけれども。ただ、あんまりたくさんあって、しかもそれぞれがみんな大した規模ではないとなると、書きづらいのかもしれないのですけれども。

副参事 補足させていただきますと、そういう意味では、確かに一般で場所も多岐にありますから、ただ、後でありますけれども、やっぱり「普及啓発の取組」とか、そういう考えの中で、特に効果のあったところを写真でお見せするとか、そういう方法はとったほうがいいかなという気はいたします。

委員 何かそうしないと、アピールしない感じがするのですけれども。

会長 区内に広く分布しているけれども、例えば図何とかに示すように、こんなふうに拡がってもらえたとか、それは重点整備路線も同じかもしれませんけれども。今日ありましたけれども。

どうぞ、2ページ目以降についても同じように。

委員 同じようなことなのですから、2ページで久我山の拡幅整備済数が2件増えたわけですよ。それを写真で示すとかいうことはできないのですか。

狭あい道路整備担当課長 それについてはすみません。本日ご用意すればよかったのですが、整備前後の写真は……。

副参事 写真を撮っておりますから、そういう見せ方をやっぱりしていったほうがいいと思います。なるべくビジュアル的に示すことも必要かと思えます。

委員 そうですよ。

委員 すみません。1ページの「重点整備路線等」の「等」というのは何でしたか。

狭あい道路整備担当課長 「等」というのは、重点整備路線のほかに区のほうで重点地区、それから整備地区というようなことで、重点整備路線を指定する前から戸別訪問を

施している地区がございますので、そういったところを含めてということでお示ししているものです。

委員 では、重点整備路線以外のそういう地区で働きかけをしているところと。

狭あい道路整備担当課長 はい。

委員 そうすると、この「重点整備路線等」の内訳というのはどうなのですか。これ、両方一緒になっているわけですよ。54とか36件というのは。

狭あい道路整備担当課長 すみません。今、内訳については数字を持ち合わせていませんが、今後実際にお見せする段になって内訳ということであれば、この表のつくりを工夫するなりして、内訳についてはお示しできればと思っております。

それで、先ほどお話しした重点地区とか整備地区の場所ですが、色刷りのA3の資料でお示ししているもので、少し見にくくて申しわけないのですが、黄色く色が塗られているところについては整備地区ということになってございまして、重点的に職員が戸別訪問して拡幅のお願いをしているところとなっております。

副参事 補足しますと、黄色いところがいわゆる東京都の防災都市づくり推進計画の中で定められている整備地域でございますので、特に災害危険度が高い地域ということで、その部分については区の助成金の額も手厚い地域でございまして、重点整備路線も一部含まれます。その他に狭あい道路整備事業、大分長くやっておりますので、もうちょっと広い重点地区というのがありまして、助成金が手厚いわけではありませんが、図で見にくいですが、整備地区の周りにもうちょっと広く職員が戸別訪問している地域がございます。その区域も含めているということでございます。ですから、その辺も少しアピールすることを考えます。

会長 戸別訪問する先は、かなり支障があるけれども、改善はきっとできそうで…。

副参事 早期に改善の可能性があるところを重点的に伺っています。

会長 可能性と必要性があるところを、時々お話ししていると。そういうことですね。ただ、表の中では、さっきご提案あったように、54、36等々が、うち重点整備路線が半分ぐらいなのかとかというのが、計数上わかればよろしいですね。ありがとうございます。

あと、3ページの支障物件の相談等ですけれども、これは別に答申に書けるということではないですけれども、実際に現場お当たりになった職員さんは随分苦労されたと思うのですけれども、何か感触としてはどんな雰囲気なのでしょう。

うか。もうけんもほろろなのか、聞く耳ぐらい少し持っているのか。我々としてはちょっと頭に入れておいたほうが。

狭あい道路整備担当課長 お宅によってどうしてもいろいろ立場というか、事情がおありなので、すんなり聞いていただいたところ、それから少しお話をさせていただいてご納得いただいたところ、それから全然けんもほろろ的なところと、いろいろかなというところではあります。

会 長 表の 11 件は、その所有者等に面談されたわけですよ。それで、そのうち 2 件が、現在、ここ半年のところ、ではよろしくお願ひしますと。これも整備費出すわけですよ。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。支障物件自体の撤去費は所有者の方に持っていただくこととなりますけれども、その後の拡幅整備に当たっては区のほうで行うというような形になります。

会 長 やっぱり大きい植木鉢があるとか、そういうお話なのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 下に主な相談内容ということで、自動販売機ですとか、コンクリートブロックが置いてある、大量の植木鉢が置かれていると。あとは、車がとまっているようなことというようなことで、要望、相談があったというような状況です。

会 長 ベースは相談に基づいて、区のほうの判断でお話に行くという、そんなような雰囲気なのですね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。区民の方から要望・苦情等があつて、それを受けて現地を確認してというような流れで、今のところは行っている状況です。

会 長 なるほど。

委 員 この是正された件数、2 件のうちの 1 件が、ここに写真のある、一つは「高円寺南 2 丁目」というところですよ。もう 1 件はどこなのですか。

狭あい道路整備担当課長 もう 1 件は、コンクリートブロックが置かれていて、それを所有者の方に撤去していただいたというところなのですが、場所は、天沼でございます。

委 員 荻窪ですね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。荻窪駅の北のほうになります。天沼地域についても、狭あい道路の多い地区になっていきますので、そういったところでご協力いただいて、少しでも拡幅につながっていくことができたかなというところですよ。

委 員 コンクリートブロックを撤去してもらったということですね。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長 それはよその人が駐車したりするのを防ぐような意味で置いてあったのですかね。

狭あい道路整備担当課長 玄関横のセットバックされているところに置かれていました。置かれた理由は伺っていませんが。

会 長 では、昔から何となく置いてあったということ……。

狭あい道路整備担当課長 多分私どもが行って、置いてはいけないということを理解していただき、ご自分の敷地内に移しており、42 条 2 項道路には置いていないという状況です。

会 長 1 件は写真でお示しいただいたもので、これはなかなか劇的ですね。

委 員 これは建築を伴っていないのですよね。建物が既にある、出っ張っているものですよね、これね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。

委 員 でも、出っ張っているところは壊しているわけでしょう。ですよね。この花壇の下のところは。

委 員 建築行為は伴っていないのだよね。

会 長 低い花壇のところを全部撤去して、いずれ木でも植えてくれるのかな。何かちょっと殺風景になってしまったような気がするけれども。

狭あい道路整備担当課長 ちょっと所有者の方が今後どうされるかまでは、こちらで把握はできていませんが。

会 長 わからないけれども、木でも植えてくれるといいですね。せつかく土が出ているのだから。

委 員 でも、石垣みたいになっていたのをとってはいるのですね。

会 長 そういことですね。なかなか大変な仕事ですね。きめ細かいというか。

委 員 この事業費ですけれども、「拡幅整備と測量にかかった費用」というのですが、これ割合的にはどのくらいですか。

狭あい道路整備担当課長 割合というと。

委 員 測量にかかった費用がどのくらいで、という。

狭あい道路整備担当課長 測量費ですか。

委 員 多分測量にかかった費用は補助金の対象になるのだけれども、舗装とかの費用は多分、区が単独で持たなければならない費用ではないかなというふうに想像しているのですけれども。

会 長 国や都の交付金の使い方としてね。



委員 はい。

事務局 この事業費には、測量費は入っておりません。工事費だけです。

委員 入っていないのですか。下のほうに「拡幅整備と測量にかかった費用」と書いてあるので。

それと気になっているのが、事業費の中に補助金というのが入っているのか、入っていないのかというのはちょっと気にはなったのですが、

副参事 まずは舗装工事、L形側溝移設工事、これについては国の補助金が出ています。測量費は、申しわけないです。もう少しわかりやすくいたします。

事務局 すみません。ちょっと訂正させていただいて。この事業費というのはあくまでも工事費だけで、測量については入っておりません。

狭あい道路整備担当課長 昨年度の測量費については、概算で1億4,000万程度です。その数値については、今回お配りした資料の金額には含まれていません。

会長 表の外なのですね。要するに、それも東京都や国の補助金が入ったり入らなかったり、今のご説明、いろいろなケースがあると。

狭あい道路整備担当課長 はい。測量費についても国の補助金の対象にはなっています。

会長 では、それらは正確にしていきたいと思えますね。

委員 後のほうに出てくる助成金というのは、この事業費には入っていない。外ですね。

狭あい道路整備担当課長 はい、そうですね。1ページでお示ししている金額については、基本的には拡幅整備にかかった工事費ということでお考えいただければと。

会長 僕、理解できなかったのだけれども、助成金というのは何でしたっけ。最後の6番。

狭あい道路整備担当課長 助成金というのは、拡幅整備をする際に区のほうから土地の所有者、建築主のほうにお支払いをしている助成金になります。例えば、塀の除却費ですとか、拡幅整備に支障となるような配管の撤去、それから樹木の移植費、それと、重点整備路線についてはさらに手厚くメニューをご用意しております。セットバックしたところに塀をつくる場合については、メートル8万5,000円まで助成金をお支払いしているというような状況です。

委員 あくまでここで「事業費」と書いてあるところの数字は、地べたの路面の整備にかかったお金ということで。

狭あい道路整備担当課長 「事業費」というと事業全体の金額ということで勘違いしてしまうので、こちらについては、ちょっと表現については考えていきたいと思えます。

- 委員 むしろそういう助成金を出したとかいうのも、実はこの事業の全体としては成果の部分なので、むしろ成果としては表現されてあったほうがいいのではないですかね。
- 会長 今、ご指摘のとおりなので、助成金そのものを少し説明してあげるとよろしいですよ。
- 委員 モデルとしての十分な説明が必要だと思うのですけれども。
- 会長 それで、いわゆるこちらの1ページの事業実績との関係みたいなことがわかれば、相乗効果というか、建て主さんにとっては、両方が出てありがたいということですよ。
- 委員 逆に助成金が出ているということは、その助成金以上のお金を所有者の方は負担をして払うことに協力をしているわけだから、そこまで含めて事業の成果ではあるわけですよ。だから助成金を出したということは、かなり大きな成果があったという膨らませ方があるのではないかと思うのですけれども。
- 会長 ありがとうございます。
- あととは電柱移設。これはご説明のとおり経年的なものだから、これで残ったのがまた29年度に新しいものを加えてやって、またそのある部分が移設されるだろうと。そういう理解ですね。
- 委員 助成金についてちょっと伺いたいのですけれども、重点整備路線等で助成金を交付していますよね。3ページで見ると、重点整備路線内における支障物件設置状況はこうで、要するに、この重点整備路線内で支障物件が撤去できたというのは、一つも今のところないわけですよ。あるのですか。
- 狭あい道路整備担当課長 重点整備路線の中では、まだその支障物件自体が撤去されたというところはありません。
- 委員 なかったはずですよ。そうすると、この助成金というのは何に使われた。
- 副参事 重点整備路線における支障物件設置状況を確認した後、支障物件が撤去されたという実績はまだございませんが、こちらの「重点整備路線等」は、先ほど申し上げた整備地区と重点地区を含みます。最初の1項の事業費のところと同じ区分けに整理させていただきます。
- 委員 すごく曖昧ですよ。
- 委員 助成金はどちらかという、「等」のほうですよ。
- 副参事 そうです。「等」の区域で助成したものです。
- 委員 多分そうだと思うのですよ。これを読んだ人はむしろ逆に読みますよね。

委員　　そうですね。だから、重点整備路線というのがこの条例の一応対象になって報告をするということだから、やっぱり分けたほうが良いような気がしますね。一緒にすると大きく見せられるのかもしれないのですけれども、ちょっと条例に基づくということからすると、私はやっぱり分けたほうが良いかなという気がしますね。この4ページも、1ページと同じなのですけれどもね。

副参事　　こちら、確かに今の条例のポイントではありますし、それから今後3年間で必要措置を講ずるという中では重要な要素になるかもしれませんので、ちょっと分け方を整理して、ご説明するようにしたいと思います。

委員　　それで、今回の諮問では「実施状況」というのですけれども、この3ページの「重点整備路線内における支障物件設置状況」はこうだというのは書かれているのですが、では、これからどうするつもりだということについては触れなくてもいいのですか。そこまではいらない。

狭あい道路整備担当課長　事業をどう進めていくかということを含めてということではあると思うのですが、この実施状況を協議会のほうにご報告差し上げて、それを評価していただくというようなことで考えておりましたので、実施状況についての資料という形にはなっているのですが、当然その後どうやって進めるのだということもございますので、例えば公表するものとはまた別というような考え方で、今後はこういうふうにしていくというようなことも含めた資料をつくるなりということで、今後の予定ということを含めた形でお話はさせていただきます必要があるのかなと思います。

副参事　　今日ご意見をお聞きしてということなのですけれども、今、副会長がおっしゃるように、これはあくまでも今のデータでございます。今後公表するというときには、区が何をしてきたかわかるようにするというので、今は空欄かもしれませんが、そういう表のつくりにしていくのだろうなと思っております。その辺もご意見いただいて、そういう空欄になる表かもしれませんが、ただ、30年度は入って、ゼロになりましたとわかるようなつくりをしていくのだろうなと思ってます。

委員　　せっかく重点整備路線を決めたにも関わらず、何も進展がされていないではないかというような印象だと好ましくないので、「これだけのことをやりました」あるいは「これからこういうことをやります」というところまで触れないと、何か諮問に答えた形にならないのかなという気はするのですけれども。

狭あい道路整備担当課長　今回お示しはしていないのですが、重点整備路線については戸別訪問を

行っていて、その中で1件なのですけれども、拡幅整備にご承諾いただいているような物件が今出てきている状況です。そのほかにも何件かについては、可能性が高いところかなというお返事をいただいているところもありますので、今そういった形で所有者の方に交渉しているような状況です。

会 長

今の点もちよっと割と大事なことだと思いますし、諮問文では「実施状況に関する事項について」ですから、こういう数値を示せばそれは本体としていいのでしょうかけれども、何か前後に我々の協議会としてのコメントが、つまり一つは今言われたような、言い方は難しいのだけれども、約束するわけにいかないでしょうし、我々の立場でもし物を言うとしたら、現在重点整備路線で進めているようなのでさらに進めてほしいみたいな後文が、数字の約束はできないにしても、もしかするとつくかもしれないと思います。それに、そもそもが施行後半年余の間の実績なので、まだ評価する十分な材料とは言えないけれども、一生懸命頑張っているようだというような雰囲気、我々の協議会から答申するなら、何かその辺の前後の文章がちよっとないと、数字だけでは我々が答申したという意味が薄くなってしまうから、それも工夫して、必要だったら事前にメールでこんな前後をつけたらどうかという、たたき台を作成し、いきなり当日、次回示しても、その場で言いにくいから、何かそんなプロセスを経てはいかがでしょうかね。

そういうのをつけるという前提で今日のご議論、まださらにご意見あれば伺いますけれども、全体にホームページに載せる等々は多少長くなってしまってもいいけれども、とりわけ区報に載せる分については短くなるだろうから、できるだけわかりやすく写真等も入れたいという全体の話も考えたいと。

それから、1だとか6に関して受け付けたものと整備したものととの関係性がもうちよっとわかるような補足欄をつくってはどうかとか、588件は広く分布しているけれども整備が必要とするところでも行われているような、その辺の実態とか、久我山の2件については、個別のプライバシーとか何かそういう問題があるのかもしれませんが、もしそういうことがないならば、一つの具体的な表示ができればやってもらいたいというような意見が出たし。

それから、1と6中心に、「等」というところが非常に理解しがたくしているので、重点整備路線でのことと、それを取り巻く整備をすべき場所と両方あって、それぞれがどんな具合かということは、重点整備路線が今、ほとんどまだ動いていないというのもそれはそれで事実なので、示してもいいと

思うのですよね。今後頑張りますということにもなりますし。

そんなような議論がなされたわけですがけれども、その他お気づきの点、どうぞ。

委員

これ今もお話あったのですけれども、2番目の「重点整備路線の取組」というところで重点整備路線がどうかということで、今後こういうところが、もともと重点整備路線というのは非常に災害時の必要性が高いと、それで拡幅しなければいけないということで、指定しているわけですよね。支障物件もあるし、拡幅整備もするという、この2つがあるわけです。

なので、今、会長がおっしゃられたように、やはりそういったところの働きかけをやっているというのは、書いたほうが良いと思うのですが、もう一つは、この重点整備路線の2のところ「取組」という表題になっていて、あと、支障物件は3にあって、それから、助成金でそういう拡幅ができますと、重点整備路線は実際はないかもしれないのだけれども、それが6にあるということなので、重点整備路線で重点的にそういう拡幅整備を進めていきますというのと、支障物件を置かないようにしますというところが今こんな状況で、区としてはかなり一生懸命やっていますよというのは、わかりやすく書いたほうが良いのかなというのが一つ、一点。

それからもう一つは、2のところ「取組」のところ、「拡幅整備可能数」というのがあるのですけれども、これはちょっと、「可能」というのは、でも、拡幅整備は後退してなくても、本来ここはやらなければいけないわけです。だからこの表現だと、可能でなければやらなくていいというふうに誤解されると思うのですよ。だから「可能数」ではなくて、本体が後退しているのはここですよというふうにしないと、不可能ならやらなくていいでしょうというふうに誤解をしているということは、ある意味、例えば前から議論になっている重点整備路線の路線②なんかは違法状態なわけだから、この表現は変えたほうが良いと思います。「可能」ではなくて、やらなければいけないけれどもあなたはやらないだけなので、それをどこまでやるかは区のいろいろな条例とか、権限の話とか、建築基準法の話とかいろいろあるけれどもということなので、ちょっとこの表現は修正したほうが、私はいいと思います。

狭あい道路整備担当課長 わかりました。確かに。

会長 「0（ゼロ）」では何やっているのだなんて……。

委員 「可能」というか、やらなければいけないからしなければいけないのだけ

ども、表現的に「不可能」だというふうに逆に捉えてしまうので。説明はこうなのだけれども、表現がまずいかなど。それから、働きかけて今直そうとされているということがあったし、それから、もともと重点整備路線はそういう拡幅整備の重要度が高いところを指定しているわけです。間違いなく重要度は高いのだけれども、それがこういう表現だとまずいので、ちょっと検討したほうがいいかなと思います。とにかくちゃんと整備するのが最終目標だと思いますので。

会長 特に阿佐ヶ谷の駅前。いろいろな議論があつて、あえてやっぱり指定しようというところだから、これを読むと、要するに不可能なところを指定したのではないかと逆読みをする人が出てしまう。

委員 そうですね。そういうふうに使われてしまうといけないかなということですね。

会長 そういうふうに使われてしまうおそれがありますよね。

委員 今日の資料を拝見して思ったのですけれども、今回条例改正して一步踏み込んで、この協議会という組織もつくって、重点路線に取り組んでいきますよと。これは着手したばかりで、半年余りの実績ということなので、あんまり深追いして「何で」と言われないような、カバーを少ししておいたほうがいいと思うのですけれども。

実は狭あい道路の整備の中でいうと、一般の建築行為に伴ってこれだけの路線が整備されてきているということは、重点でなくても区内の狭あい道路の整備というのは進展をしている。それは、過去の実績踏まえてこれだけのことが、実績の延長線にあるわけですよ。これはどういう形がいいのかどうかわからないけれども、十分評価をするような形というのがあっていいのではないかなと。それぞれ建築をするのに関わって、建築基準法絡みで2メートルになるまで片側下げましょうねというのが実はこれだけ効いていて、着々と整備が進んでいるというのは、今回の制度改正に伴う成果ではないのだけれども、やっぱりそこがこれだけの7億のお金、実際にはかなりの分がそういうところで使われているし、そういう実績が上がってきているということは、やっぱり適切に評価できるような表現をとられてもいいのではないかな。この協議会の目的とはちょっと違うのかもしれないけれども、そこはご担当としては胸を張っていいところではないかなという気もするのですが。いかがでしょうか。

委員 そういうことだと思います。やっぱりそういうふうに使われていくし、

頑張っているということは、きちっとやはり伝えたほうがいいと思います。

委員 「重点整備路線等」で4,500万なのだけれども、7億動いているというその実績は、やっぱり高く評価していいような気がするのですよね。

会長 我々の協議会が答申するわけですから、そういう文言をちょっと入れるといいかもしれないし、そういう前文、後書きをちょっと工夫して。

それに第1回ですから、もしかすると答申の頭がまたあって、協議会として今の過去のいきさつなり、そしてさらにそれを促進するために条例改正をして、その施行から半年余がたちましたというような全体へのまた前文があって、頑張っていますよという雰囲気を出したいいきさつにしたほうが、いきなり数字が出るよりは、これまでの経過も簡明に、今まで随分頑張って、さらにそれを頑張り、杉並を防災、いいまちにしていくなために条例改正をして、ようやく施行されて半年余がたったところで、第1回のこのご報告をしますみたいな、大きな前書きがちょっとあってもいいかもしれませんね。

委員 そのためには、拡幅整備事業の実績というのは、平成27年度分というのがあるのですか。昨年度分というのは。

狭あい道路整備担当課長 重点整備路線については新しい事業ですので、平成27年度分の実績はないですが、これまでの事業の実績数値はございます。

委員 「一般」なんか。それを比較してみれば、数字の上で大きく伸びているということは言えると思うのですよね。やっぱり客観的データが必要だと思いますよね。

副参事 拡幅整備というのは、割合でいけば年に1%強ずつ、平均すれば伸びています。住宅着工件数にもよるので、リーマンショックのときとかはやっぱり落ちたのですけれども、できればこの条例改正したら伸びましたというのが、そういうのが本当はほしいのですけれども、ちょっとまだデータとして出てないのですが。

委員 昨年度と比べてどうなのかというのを出さなければいけない。

副参事 そういうところを狙ってはいまして、前もちょっとお示したかもしれませんが、例えば年間何件整備しているというのは平成元年からはとっております。

委員 客観的データがないと、自画自賛みたいになってしまっても嫌ですから。

委員 気持ちとしては、区長はこれを一生懸命やりたいというのを打ち立てて、条例改正まで頑張ったわけですから、なるべく条例改正をして進んできたところ

の実績が見えるようには是非してほしいという気持ちがよくわかるのですけれども。でも、あんまり急いでもだめみたいなどころがある。

委員 だだからこそ重点整備路線は何とかしてもらいたい。

会長 特に実績という意味では、施行後半年でしょう。

副参事 そうですね。

会長 それもあるから、まあ2年半ぐらい調べて。

委員 そう簡単には出ないですよ。

委員 そんなすぐは出ないのは当たり前で、やはり時間がかかると思います。

委員 今期はあんまり焦ってもしょうがない。

副参事 前回もご説明いたしましたけれども、実績としては今、半年ということで、年間の実績としては、今年度でないとやっぱり出ないわけです。そういう年度を踏まえて、私どもは、決算がありますので、決算を報告できるのが9月になります。ですからそれも含めて、その年数をどうしていくかというのはあると思うのです。今は最初のところではありますけれども、その次は年間通してというのが出せると思います。それで2年ぐらいの実績がでます。その結果を踏まえて……。

会長 それで、条例の内容について検討をし、必要な措置を講ずるみたい。

副参事 そのように考えています。

会長 そういうところまでいきたいということですね。わかりました。

結構ご議論いただきましたけれども、ちょっと事務局には次回に向けての宿題が多かったと思いますけれども、よろしくお願ひしたいですけれども、さらに宿題的に思われたことがあれば、よろしゅうございますか。

それではそのようなこととして、今後どう進めるかについて、事務局からお示しくいただけますか。今日のを受けてということですね。

狭あい道路整備担当課長 はい。次回以降の予定ということでよろしいですよ。

会長 はい。

狭あい道路整備担当課長 その前に申しわけないのですが、一番最初にお話しすればよかったのですが、今日お配りした資料、特に事業費ですが、まだ区としての決算報告の前の段階の数値ですので、あくまでも概算ということでご理解いただければと思います。

会長 でも一応答申には、そういう断りを入れて載せることは構わないわけですね。概算であるということ。



狭あい道路整備担当課長　そうですね、協議会のご議論では必要な部分もあると思いますので、今後詰めていきたいと考えております。

会　　長　　はい。今日の議論の中でもその辺も関わってくるので。

副　参　事　　項目としては載せさせていただいて、お金は答申の段階で未確定というところもあるかもしれません。決算数値となりますので。

会　　長　　路線延長なんかはいいわけですよ。

副　参　事　　はい。

会　　長　　わかりました。

狭あい道路整備担当課長　では、次回以降の予定でございますが、次回については今のところ7月に今年度2回目の協議会を開催させていただければと考えているところでございます。今お話が出ていましたように、今回は答申に向けてのたたき台に基づいてお話を進めていただくというようなことで考えているところです。

それで、もし今の段階で、7月でこの時期はもうご予定が、ということがもしおわかりであれば、事前にお知らせをいただけるとありがたいかなというところです。この場でなくても構いませんので、後ほど事務局宛てメールなりでも構いませんので、お知らせいただけると。

会　　長　　7月中盤ぐらいから8月にかけて長いご出張があるとか、そういう場合はメールでも入れていただいて。

狭あい道路整備担当課長　もう学会等予定が組まれているとかということがあれば、事前にお知らせいただけると。

委　　員　　いつごろですか。

狭あい道路整備担当課長　みなさんのご都合にもよるかなというところですが。7月中旬から下旬ぐらいかなとは思っているのですが、もしご都合つかないようであれば、上旬含めてということになるかと思います。

また、こちらのほうでは調整をさせていただきますので、事前にもうご予定があるようであれば、お知らせをいただけるとありがたいです。

会　　長　　では、もし今からわかってしまっていることがあれば、事前にお知らせください。会場の都合とかもあるでしょうから。

会　　長　　ここ1週間ぐらいには予定を入れてしまいましょう。そんなことですが、ほかには何か。

狭あい道路整備担当課長　こちらからは以上でございます。

会　　長　　そうですか。委員からもよろしゅうございますか。

それでは、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —